

東京都信用保証補助審査会条例（昭和28年東京都条例第60号）第2条の規定に基づき、東京信用保証協会に対し、東京都が交付する下記の補助金の使途について諮問する。

平成30年2月2日

東京都知事 小池百合子

記

東京信用保証協会が、平成29年度末に償却予定の求償権、並びに以下に係るもので平成29年中に代位弁済した求償権に対する保証債務履行補助金。

- 1 平成15年4月から平成16年3月までに債務の保証をした小規模企業向長期資金融資
- 2 平成15年4月から平成16年3月までに債務の保証をした経営安定支援資金融資
- 3 平成16年4月から平成17年3月までに債務の保証をした個人事業者向無担保無保証人融資
- 4 平成16年4月から平成18年3月までに債務の保証をした経営支援融資
- 5 平成20年12月以降に債務の保証をしたCLO対応資金融資
- 6 平成21年11月以降債務の保証をしたCLO借換資金融資